

## 自己資本の状況

自己資本比率  
(単体ベース)

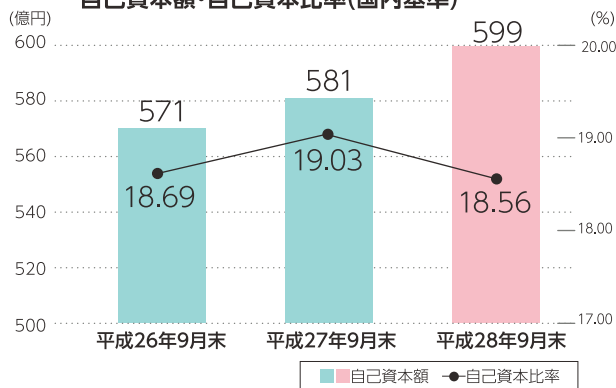
# 18.56%

自己資本比率は、リスクの度合いに応じて換算した資産に対する、出資金や内部留保等の自己資本の割合のことで、金融機関の健全性を示す重要な指標のひとつです。

平成28年9月末の自己資本比率は18.56%と、引続き国内基準(4%)を大きく上回る健全性を維持しております。

今後とも、皆さまに安心してご利用いただけるよう、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本額・自己資本比率(国内基準)

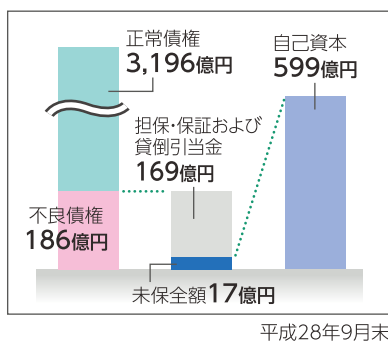


## 資産の健全性

### 不良債権の状況(金融再生法ベース)

平成28年9月末の金融再生法上の不良債権残高は186億70万円となり、不良債権比率は5.51%となりました。

この内、担保・保証および貸倒引当金で169億38百万円、90.72%がカバーされております。残りの不良債権残高17億31百万円も潤沢な自己資本599億81百万円によりカバーされ、不良債権に対する備えは万全です。



## 有価証券の時価情報

### その他有価証券の含み(損)益の状況

(単位:百万円)

	平成28年9月末			
	時価	含み(損)益	うち益	うち損
株式	1,931	185	216	30
債券	243,642	8,402	8,464	61
その他	29,244	2,914	2,999	85
合計	274,818	11,502	11,680	177

(注)「その他」は、外国証券および投資信託等です。

### 自己資本の構成(バーゼルⅢ)

(単位:百万円)

項目	平成27年9月期	平成28年9月期
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	58,202	60,039
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	21	57
自己資本の額(イ)-(ロ)=(ハ)	58,180	59,981
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	305,613	323,078
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	19.03%	18.56%

### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成27年9月期		平成28年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクに対する所要自己資本の額 (イ)	285,767	11,430	303,673	12,146
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (ロ)	19,845	793	19,404	776
単体総所要自己資本額 (イ)+(ロ)	305,613	12,224	323,078	12,923

※当金庫では、オペレーショナル・リスク・アセットの算出については「基礎的手法」を適用しております。

### 金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円)

項目	平成27年9月末	平成28年9月末(A)	担保+保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B)+(C)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,482	2,744	1,770	974	100.00%
危険債権	17,908	15,427	12,141	1,922	91.15%
要管理債権	730	497	93	36	26.23%
金融再生法上の不良債権(a)	21,121	18,670	14,005	2,933	90.72%
正常債権	315,937	319,679			
総与信額(b)	337,058	338,349			
金融再生法不良債権比率(a)/(b)		6.26%			5.51%

### 用語説明

#### ○破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

#### ○危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収や利息の受取りができない可能性の高い債権です。

#### ○要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

#### ○正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

#### ○不良債権比率

不良債権残高を総与信額で除したものです。

### 満期保有目的の債券および子会社・関連会社株式の含み(損)益の状況

(単位:百万円)

	平成28年9月末			
	時価	含み(損)益	うち益	うち損
満期保有目的の債券	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	22	—	—	—
合計	22	—	—	—

(注)「子会社・関連会社株式」は、帳簿価格の時価としております。